

第2回 就職氷河期世代支援に係る全国プラットフォーム 配布資料

関水徹平(立正大学社会福祉学部)

1. ひきこもり状態にある人の困りごと

足立区が実施した「生活状況に関する調査」(2020年4月結果公表)では、ひきこもり状態にある人の7割(69.2%)が「経済的に困窮している」と回答しています(ひきこもり群以外では23.8%)。「近い将来(5年以内)における経済的な困窮への不安」については、8割が「ある」と回答しています(同4割弱)。(詳細は足立区HP参照)

その他、「困りごと」についての特徴的な結果は以下の通りです。※()内はひきこもり群以外

- ・「生計を周囲に依存しているため心苦しい」 65.4% (16.0%)
- ・「家族との関係に悩みを抱えている」 61.5%、(19.8%)
- ・「安心・安全だと感じられる人間関係がないと思う」 65.4% (16.7%)

しかしながら、「あなたが必要と感じるものに○をつけてください」という設問では、いずれの選択肢についても「必要」と回答する割合は低くなっています。※()内はひきこもり群以外の回答

- ・「経済的な悩みを相談できる相手が必要」 19.2% (20.5%)
- ・「安心・安全だと感じられる居場所が必要」 23.1% (39.2%)

経済的に困窮し、安心・安全だと感じられる人間関係がないにもかかわらず、相談や居場所へのニーズはそれほど高くない(潜在化している)傾向があります。困ってはいるけれど、相談はしない・支援は受けたくない。この背景には何かあるのかをふまえることが必要だと思います。

2. 「困っているけれど相談しない」背景と必要な支援

困ってはいるが相談はしない・支援は受けたくないことの背景には、相互に関連するいくつかの理由が考えられます。

①自分を大切に思う自尊感情の低さ・自己不信 ⇒セルフネグレクト(自分の存在に価値があると思えない)状態にあり、「相談しても仕方がない」と思い、相談自体への意欲がもてない。

②コミュニケーションへの不安・人間不信 ⇒自分の困りごとをうまく伝えられる自信がない・相談したところで分かってもらえないと思えない。

③支援への不信 ⇒「困りごとを相談したところで、支援を受けたところで状況は改善しない」、「相談・支援は役に立たない」と思っている。(ひきこもり状態にある人の約4割は関係機関への相談経験あり)

①と②の状態にある人には、一定水準の自尊感情やコミュニケーションへの前向きな姿勢を前提とする相談・支援(たとえば、就労意欲を前提とする就労支援など)の手前で、本人が自分を大切に思える、人を少し信じられるような関わり(安心・安全を感じられる関わり)が必要です。

また、③からは、ひきこもり状態にある人たちが、自分の困りごとに役に立つと思える支援が必要だと

ということが示唆されています。

これらは別々の支援ではなく、社会的に孤立する当事者の側からの支援へのアクセスを期待するのであれば、自己不信・人間不信・支援への不信を乗り越えてでも「相談してみよう」「頼ってみよう」と思える支援を提示する必要があります。足立区の調査から考えれば、そのような支援とは、経済的困窮に対する経済的給付(必要な個人が利用できる、生活手当、住宅手当、医療手当、教育訓練手当など)であり、就労の手前でつまづいている自分の葛藤を受けとめてくれる、安心・安全を感じられる関わりだと考えられます。

3. 支援制度の現状：就労支援と世帯収入による利用制限

しかし、社会参加につまずき、家族と生活している方たちが利用できるのは、主に就労自立に向けた相談と就労支援であり、経済的給付がある支援制度は、「世帯」の収入・資産条件によって個人としての利用が制約されています。生活困窮者自立支援制度は、就労に向けた相談(「自立相談支援事業」)を基本とし、経済的支援(住宅確保給付金等)には世帯年収等による制限があります。求職者支援制度も職業訓練受講手当として月10万円+通所手当の支給を受けつつ職業訓練を受けることができ、雇用保険に加入していなくても受給できますが、①本人収入が月8万円以下、②世帯全体の収入が月25万円以下、③世帯全体の金融資産が300万円以下などの条件があります。

4. 社会参加支援の基本的なあり方についての見解

離学後・離職後、一定の期間が経過し、社会参加へのつまづきが長期化・深刻化している個人については、世帯年収による制限をなくして、本人が困りごとにもとづいて直接利用できる生活支援(生活費、医療費、住宅費、教育訓練費の給付)制度をつくることが不可欠だと考えます。

「世帯収入・世帯資産による利用制限」は、一定の収入・資産があるかぎり、「世帯責任」を強いることです。「世帯責任」の強化は、「世帯で何とかしなければ」というプレッシャーの中で、本人と家族を経済的・心理的に追いつめ、誰にも頼ることができない状況をつくりだす方向に作用します。

自分自身の困りごとに応えてくれる、そして、つまづいている自分を否定されないと思える支援制度があれば、自己不信・人間不信、支援不信という状態にある、長期にわたって社会的に孤立した人たちが、支援にアクセスしてくるとは考えにくいのです。逆に、そのような支援があれば、そこを入り口として、相談や自助グループへの参加といった「社会参加」につながることも期待できます。

以上をまとめると、「ひきこもり事例では、経済的困窮に陥り、安心・安全と感じられる人間関係がない場合が多いにもかかわらず、自己不信・人間不信・支援への不信から、相談・支援のニーズを表明しない割合が高い。社会的に孤立した人びとが自分たちからアクセスする支援は、本人たちが役に立ち、自分を否定されないと思える支援、生活手当、医療手当、住宅手当、教育・訓練手当など、経済的困窮から抜け出す支援であり、それらを世帯収入等によって制限せず、個人が必要に応じて利用できるしくみにすることが重要である。そのことが社会参加の支援にもつながる」ということです。

社会的孤立が長期化・深刻化した個人の支援を家族任せにしないこと、家庭環境の格差を超えて、ひとりひとりが尊重される社会をつくることは、社会の責任であると思います。

以上